

会津美里町農地利用最適化推進委員補充募集等要項

この要項は農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法律」という。）第 17 条及び会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（平成 29 年農業委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）に基づき、会津美里町農業委員会が委嘱する、会津美里町農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任（推薦・募集）に関して必要な事項を定める。

1. 対象となる者

(1) 推進委員は、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する者であって、その職務を適切に行うことができる者とする。

ただし、下記に該当する者は、法律第 18 条第 4 項の規定により、推進委員になれない。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を行わない者。
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(2) かつ、規則第 2 条により、推進委員の任命予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- ① 町内に住所を有する者（ただし、町外に住所を有する者であって、推薦を求め、又は募集しようとする農業委員会の区域において農業経営を行うなど、当該農業委員会の区域の農業事情に詳しい者である場合はその限りでない）。
- ② 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 第 1 項及び第 3 項第 2 号に規定する町が設置する他の付属機関等の委員でない者。
- ③ 会津美里町職員定数条例（平成 17 年会津美里町条例第 31 号）第 1 条に規定する職員でない者。

(3) さらに、以下に該当する者は、推進委員にふさわしくない為、選考の対象としない。

- ① 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者との関係を有する者。
- ② 市町村税の滞納者。
- ③ 違反転用の指導対象者。
- ④ 遊休農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号及び 2 号）の所有者又は耕作者。

2. 推進委員の職務

(1) 担当区域において、農業委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進に関する現場活動を日常的に行う。

(2) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定や「農地等の利用の最適化の推進に関する施策改善について関係行政機関等に対する意見」について、必要に応じて、総会や合同会議、他の調査会等に参加し、情報を提供する。

- (3) 農地法や他の法令に基づく、農地の権利に関する許可等に関して、現地調査等を行うとともに、必要に応じて、総会や合同会議、他の調査会等に出席し、情報を提供する。
 - (4) 農業委員会等が開催する会議及び研修会に出席（年数回）する。
 - (5) 農家からの相談及び農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報の提供に関する業務を、農業委員と連携して行う。
 - (6) 上記業務の中で、特に農地利用最適化推進のために、「集落話し合い活動」を推進し、集落等による「人・農地プラン」の作成・実質化・実施に関して中間管理機構とも連携しながら、コーディネーターとして活動する。
- ※ 推進委員は、活動内容を毎月毎に記録し、事務局へ提出する義務が生じる。

3. 任 期

任命日から令和 5 年 11 月 30 日まで

4. 補充人数

会津美里町農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成 28 年条例第 40 号）第 3 条により、補充の推進委員を 1 人 とする。

5. 身分及び報酬の額

会津美里町の非常勤特別職として、
推進委員は 年額 ￥190,200円 を支給する。

6. 担当する区域名

地 域 名	区域の区分	担当人数
新鶴地域	新屋敷、和田目、立石田の区域	1 人

活動の担当地区であり、その区域に居住（出身）している必要はない。

7. 推薦及び応募の手続

（様式は町の HP よりダウンロードできるほか、事務局窓口及び支所で交付する。）

区 分	提出書類等
法人・団体による推薦	様式第 1 号 会津美里町農地利用最適化推進委員推薦書 （法人・団体の長の署名のあるもの）
個人による推薦	様式第 1 号 会津美里町農地利用最適化推進委員推薦書 （個人農業者 3 名の推薦者の署名のあるもの）
本人による応募	様式第 2 号 会津美里町農地利用最適化推進委員募集申込書 （本人の署名のあるもの）

【添付書類：（会津美里町民以外の方は①②は必須）

- ① 耕作証明書
- ② 市町村税納税証明書

注意：会津美里町農業委員と兼ねることはできない。

8. 募集等スケジュール

(第1次推薦・募集) 令和4年11月1日から 11月29日書類必着(28日間)
詳しい期間は町の広報紙「あいづみさと」及び町HPに掲載して公表する。

9. 推薦及び応募状況の公表

規則第5条に基づき、募集期間終了後に以下の内容を町公式HPで公表する。

- ① 推薦者を受けた者の氏名・職業・年齢及び性別
- ② 応募した者の氏名・職業・年齢及び性別

10. 推進委員の選考

会津美里町農業委員会の農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱(平成29年農業委員会告示第3号。)により設置された選考委員による選考を行う。11月29日以降に選考会議を開催する。

11. 推進委員候補者の選考と結果通知

提出された書類をもとに候補者を選考し、令和4年12月末までに推薦を受けた者若しくは応募者本人へ書面で通知する。

12. 農業委員会による委嘱 令和5年1月4日(その後広報・HPで公表。)

問合せ先：会津美里町農業委員会事務局 TEL0242-55-1172/FAX0242-55-1199

Mail : nogyo@town.aizumisato.fukushima.jp